

認可地縁団体の手引き

令和8年10月改定



総社市役所 人権・まちづくり課

目次

◆認可地縁団体設立手続き等について

1. 地縁団体とは	P.1
2. 認可地縁団体とは	P.1
3. 申請できる団体	P.2
4. 認可の要件	P.3
5. 申請の流れ	P.4
6. 提出書類	P.5 P.6
7. 認可について	P.7

◆認可地縁団体の認可後の手続き等について

1. 認可告示後の手続き等	P.8 P.9
2. 認可地縁団体の義務	P.10 P.11
3. 認可地縁団体に係る税金	P.12
4. 認可の取り消しと解散	P.13
5. 解散の流れ	P.14
6. 合併	P.15

◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	P.16
2. 申請の要件	P.16
3. 申請の流れ	P.17
4. 提出書類	P.18 P.19
5. 公告に対する異議申出の方法	P.20 P.21
問い合わせ先	P.21
様式・参考資料	P.22~P.64

1. 地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項）をいいます。自治会や町内会等がこれにあたるといえます。

2. 認可地縁団体（地縁法人）とは

これまで、地縁団体には法人格が認められていなかったため、地縁団体で所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

このような問題に対処するため、平成 3 年に地方自治法が改正され、一定の手続きにより地縁団体が法人格を取得することにより、認可地縁団体（地縁法人）として団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

ただし、自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、総社市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

3. 申請できる団体

申請できる団体 → 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

いわゆる自治会及び町内会等の地縁による団体が対象です。次のような団体は対象となりませんので御注意ください。

- 特定の目的の活動だけを行う団体
(同好会や、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など)
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
(老人会や子供会(年齢の制限)、婦人会(性別の制限)など)
- 代表者が数人いる団体
(数人の役員が各自代表権を有する団体など)
- 自治会の連合組織の地縁による団体
(連合会、協議会など)

4. 認可の要件【地方自治法第260条の2第2項】

次の（１）～（４）全ての要件を満たしている地縁団体が認可の対象となります。

- （１）**その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること**

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な地縁団体の活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

- （２）**その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること**

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川や道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

- （３）**その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること**

構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

- （４）**規約を定めていること**

規約には、① 目的、② 名称、③ 区域、④ 主たる事務所の所在地、⑤ 構成員の資格に関する事項、⑥ 代表者に関する事項、⑦ 会議に関する事項、⑧ 資産に関する事項 が定められていることが必要です。

また、⑨ 規約の変更に関する事項、⑩ 解散に関する事項、⑪ 残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

5. 申請の流れ

1. 事前準備

- 手続きの流れ，必要書類の準備等について，人権・まちづくり課と相談する。
- 区域内の構成員に説明し，内諾を得ておく。
(認可地縁団体の設立，規約の作成内容等について説明し，内諾を得ておくスムーズです。)

2. 認可地縁団体設立総会の開催

- 規約に従い，総会を開催する。

【審議事項】

- ① 法人格を取得するか否か
- ② 規約内容（規約の要件については，3 ページ [4. 認可の要件（4）] のとおり）

※構成員により審議し，議決する必要があります。役員会，班長会議等での決定では申請できません。

3. 申請

- 必要書類を提出する。（5 ページ [6. 提出書類] のとおり）

4. 審査

- 認可要件を満たしているか，提出書類により市が審査します。

5. 認可

- 認可書を交付します。
- 市は，地縁団体台帳を作成します。

6. 告示

- 認可された場合，市は次の事項について告示を行います。

【告示内容】

申請を行った認可地縁団体について，① 名称，② 規約に定める目的，③ 区域，④ 主たる事務所，⑤ 代表者の氏名，⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無，⑦ 代理人の有無，⑧ 規約に解散の事由を定めたときは，その事由，⑨ 認可年月日（詳細については7 ページ [7. 認可について] のとおり）

7. 登記手続き

- 所有している不動産を登記する場合のみ，認可地縁団体は「認可地縁団体証明書」を含む必要書類を用意し，法務局にて登記手続きを行う。（認可地縁団体証明願：様式7）
- ※ 登記に要する費用は認可地縁団体の負担となります。（登記の代書費用も認可地縁団体負担です。市役所では取り扱いをしておりませんので御注意ください。）

6. 提出書類

次の書類を御提出ください。

また、認可申請を行うことについて、地縁団体の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。

※必ず事前に入権・まちづくり課に御相談ください。（参考１：認可申請書確認表）

□ 認可申請書（様式１）

代表者の押印は、認印で差し支えありません。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

□ 規約（参考２）

《必要事項》

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

《定められていることが望ましい事項》

- ⑨ 規約の変更に関する事項
- ⑩ 解散に関する事項
- ⑪ 残余財産の処分に関する事項

※規約を作成し、総会に諮る前に、事前に入権・まちづくり課に御相談ください。（地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため。）

□ 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（議事録：参考３）

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるもの。

☐ **構成員の名簿**

構成員の住所・氏名を記載した名簿が必要です。会員である場合には、未成年者の氏名も記入が必要です。

☐ **保有資産目録又は保有予定資産目録**

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にとっては保有資産目録（様式2）、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にとっては保有予定資産目録（様式3）が必要です。ただし、登記簿謄本、契約書等の添付は不要です。

☐ **その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現にその活動を行っていることを記載した書類。**

《必要書類》

- ① 事業報告書
- ② 決算書
- ③ 予算書
- ④ 事業計画書 など

☐ **申請者が代表者であることを証する書類**

- ① 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し
（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）
- ② 申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾書（様式4）等の写し
（申請者本人の署名・押印のあるもの）

☐ **裁判所による代表者の職務執行の停止の有無について**

民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行停止等がある場合、その旨の記載が必要です（様式5）。また、地方自治法第260条の8、第260条の10による代理人がある場合は記載してください（様式6）。

☐ **区域を示した図面**

地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

7. 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記に代えることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

また、告示される内容は次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所（代表者の自宅である場合は除く）
- ⑤ 代表者の氏名
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日
- ⑩ 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときはその事由
- ⑪ 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から継承した財産の種類及び数量

※告示された内容に変更があった場合は速やかに人権・まちづくり課に届出てください。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

◆認可地縁団体の認可後の手続きについて

1. 認可告示後の手続き等

認可告示後の手続きは次のとおりです。必要な場合のみ行ってください。

(1) 地縁による団体証明書の交付（受付：人権・まちづくり課）

地縁による団体証明書はどなたでも請求することができます。ただし、代表者の住所及び代表者であった者の住所は非表示になります。住所の表示を希望する場合は、委任状が必要となります。

代表者本人が、本人の住所の表示を希望する場合は、身分証明書の提示が必要となります・

☐ 認可地縁団体証明願（様式7）

＜代表者の住所及び代表者であった者の住所の表示を希望する場合＞

・住所の表示を希望する本人が申請する場合

☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

・住所の表示を希望する本人以外が請求する場合

☐ 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

☐ 委任状

※代表者又は代表者であった者からの受任者（申請者）への委任状

※現代表者及び前代表者両者の住所の表示を希望する場合は、各々の委任状が必要です。

（証明書発行手数料：1通300円）

※詳しい内容は、事前に入権・まちづくり課に御相談ください。

(2) 認可地縁団体としての印鑑登録 (受付：人権・まちづくり課)

総社市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の規定に基づき、不動産登記等に必要
認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します

● 印鑑登録できる人

- ☐ 認可地縁団体の代表者本人

● 印鑑登録に必要なもの

- ☐ 認可地縁団体印鑑登録申請書 (様式 8) (参考 5：記載例)
- ☐ 代表者の個人印 (印鑑登録されたもの)
- ☐ 代表者の印鑑登録証明書…市民課で取得できます。

(証明書発行手数料：1 通 300 円)

- ☐ 登録する団体印

- ＜注意事項＞
- ① 印影の大きさは、8mm×8mmから 30mm×30mmまでとする。
 - ② ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは、登録できません。
 - ③ 印影を鮮明に表しにくいものは、登録できません。

※印鑑登録を廃止する場合は、印鑑登録廃止申請書 (様式 9) を御提出ください。

※詳しい内容は、事前に人権・まちづくり課に御相談ください。

(3) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付 (受付：人権・まちづくり課)

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交
付します。

- ☐ 印鑑登録証明書交付申請書 (様式 10) (参考 6：記載例)
… (証明書発行手数料：1 通 300 円)
- ☐ 申請者の個人印 (認印可)

※詳しい内容は、事前に人権・まちづくり課に御相談ください。

(4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団
体の証明書を添付することになります。不動産登記手続きについては、司法書士や法務局と協議し
てください。

※認可地縁団体の証明書が必要な場合は、認可地縁団体証明願 (様式 7) により、人権・まちづ
くり課まで請求してください。… (証明書発行手数料：1 通 300 円)

2. 認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は次のとおりです。

(1) 告示事項の変更（地方自治法第260条の2第11項）

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。必要書類を人権・まちづくり課まで速やかに御提出ください。（告示事項については、7ページ[7. 認可について]のとおり）

主な変更内容は以下のとおりです。

① 代表者が変わったとき

- ☐ 告示事項変更届出書（様式 11）
- ☐ 代表者の就任承諾書（様式 4）
- ☐ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど）（参考 8）

② 主たる事務所の位置が変わったとき

- ☐ 告示事項変更届出書（様式 11）
- ☐ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど）

※その他の告示事項の変更については、人権・まちづくり課にお問い合わせください。

※告示された事項に変更があった旨を証明する書類として議事録を提出する場合は、議事録署名人の署名が必要かどうか、自治会の規約を確認してください。

(2) 規約の変更（地方自治法第260条の3第2項）

規約を変更するには市長の認可が必要となりますので、以下の書類を人権・まちづくり課まで提出してください。

※規約の変更をする際は、事前に人権・まちづくり課に御相談ください。

- ☐ 規約変更認可申請書（様式 13）
- ☐ 規約変更の内容及び理由を記載した書類（総会議事録の写し、総会議案資料など）
- ☐ 規約変更を総会で議決したことを証明する書類（総会議事録の写しなど）

※規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更が必要になります。

(3) **財産目録の作成と据え置き**（地方自治法第260条の4第1項）

認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に据え置いてください。

(4) **構成員名簿の据え置き**（地方自治法第260条の4第2項）

構成員名簿を据え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

※ただし、市への報告、提出は必要ありません。

(5) **総会開催の義務**（地方自治法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、基本的には少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができます。書面表決を行った会員は、出席したものとみなされます。

また、規約を変更し「電磁的方法による表決も可」とした場合、総会に出席できない会員は、書面表決に代えて、電磁的方法により表決することができます。電磁的方法には、電子メール、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録し、そのディスクを配布する方法などがあります。

※規約の変更をする際は、事前に人権・まちづくり課に御相談ください。

書面または電磁的方法による決議の規定の創設(令和4年8月20日施行)

- ① 本来であれば総会において決議すべき事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うことができるようになりました。なお、この場合には、通常通りの決議要件が適用されます。

※書面または電磁的方法による決議を行うことについて反対が一人でもいれば、通常通りに総会を開催する必要があります。

- ② 本来であれば総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面または電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面または電磁的方法による決議があったものとみなすことができるようになりました。

※その決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。反対が一人でもいれば、通常通り総会を開催する必要があります。

3. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体によっては、税金がかかる場合があります。詳しくは各お問い合わせ先で御確認ください。

税の種類		問い合わせ先	
市税	法人市民税	総社市税務課市民税係	92-8234
	固定資産税	総社市税務課資産税係	92-8236
県税	法人県民税	備中県民局税務部	(086) 434-7012
国税	法人税	倉敷税務署	(086) 422-1201
	登録免許税 (不動産登記時)	倉敷税務署	(086) 422-1201

4. 認可の取り消しと解散

認可地縁団体の認可の取り消しと解散は次のとおりです。

(1) **取り消し**（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

○認可要件（3 ページ〔4. 認可の要件〕のとおり）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき

○不正な手段により認可をうけたとき

(2) **解散**（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。なお、解散及び清算手続きについては、裁判所の監督により行います。（地方自治法第260条の32）

- ・規約に定めた解散事由の発生
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会の決議
- ・構成員が欠けたこと

5. 解散の流れ（総会で解散の決議があった時の場合）

1. 認可地縁団体解散総会の開催

- 総構成員の四分の三以上の賛成で解散の決議を取ります。ただし、規約に特別定めがある場合は、規約に従います。（地方自治法第260条の21）

【審議事項】

- ① 解散することについての意思決定
- ② 清算人の決定（基本的には代表者になります。（地方自治法第260条の24））
- ③ 残余財産の帰属先の決定（規約で規定している者へ帰属します。帰属先がない場合は、市へ帰属することとなります。（地方自治法第260条の31））

2. 解散届出

- 市へ（認可地縁団体解散届出書：様式16）を提出します。

【添付書類】

- ① 解散することについて、総会で議決したことを証する書類

3. 市による解散公告

- 市が解散の公告を行います。

4. 解散に関する税関係の手続き

- 税関係の手続きを行います。詳細は関係機関までお問合せください。（P.12参照）

5. 官報による公告

- 清算人は就任から2か月以内に1回、官報による公告を行い、債権者に対して債権申出の催促をします。※ 官報への掲載手続きについては全国官報販売協働組合にて行います。

6. 清算終了の総会

- 官報による公告から清算人が清算を完了した後に総会を開き、清算の終了について決議を行います。

7. 清算終了届出

- 市へ（認可地縁団体清算終了届出書：様式17）を提出します。

【添付書類】

- ① 清算終了について、総会で議決したことを証する書類

8. 市による清算の終了広告

- 市が清算終了の公告を行います。

9. 解散手続きの完了

6. 合併

令和5年4月から、地方自治法の改正により、認可地縁団体は同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。（地方自治法第260条の38）

改正前は合併の規定がなく、権利義務について個別に承継が必要、解散に伴う清算手続を行う必要があるなどの煩雑さや負担がありましたが、改正後は合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務の承継が可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されます。

※合併する場合、規約や区域等の変更があるため、あらためて合併後の団体が一定の認可の要件を満たしていなければなりません。

合併方法は、一般的には「吸収合併」と「新設合併」の二つがあります。

- ・吸収合併：合併を行う法人のうち一つの法人を除く全ての法人が消滅します。
- ・新設合併：合併を行う法人全てが消滅し、この合併により新しい法人が成立します。

「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れについては、P63～64のフロー図をご参照ください。

※詳しい内容は、事前に人権・まちづくり課に御相談ください。

◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

【地方自治法第 260 条の 38, 39】

1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

平成27年4月1日に地方自治法が改正され、認可地縁団体が所有（占有）している不動産のうち、登記名義人の所在が知れない場合や、すでに故人となっていてその相続人の所在が不明であるために所有権移転が困難な状況となっているような場合、市町村長に対し一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が単独で登記の申請（認可地縁団体名義への変更）を行うことが可能となりました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

※当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確立させるものではありません。

2. 申請の要件

申請には、次の（１）～（４）全ての要件を満たしている必要があります。

- （１）当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- （２）当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- （３）当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- （４）当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

3. 申請の流れ

1. 事前準備

- 手続きの流れ、必要書類の準備等について、人権・まちづくり課と相談する。
 - 申請不動産の所有者を把握する。
 - 所在が判明している登記関係者から、特例適用申請の同意を得ておく。
 - 規約に従い、総会を開催する。
- 【協議事項】① 『特例制度の申請を行うことについて』
② 認可地縁団体申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載がない場合『申請不動産の所有に至った経緯等について』

2. 申請

- 必要書類を提出する。（15 ページ〔4. 提出書類〕のとおり）

3. 審査

- 申請要件を満たしているか、提出書類により市が審査します。

4. 公告

※公告期間：3か月以上

- 申請要件を満たしている場合、市は次の事項について公告を行います。

【公告内容】

- ① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - ② 申請書に記載された申請不動産に関する事項
 - ③ 異議を述べることができる者の範囲、期間及び方法に関する事項
- 総社市掲示板及び総社市ホームページへの掲載を行います。

5. 情報提供

- 異議申出がなかった場合、登記関係者等の同意があったとみなし、市は認可地縁団体に対して公告結果を証する情報を書面により提供します。
※提供に係る手数料：1 通 300 円
- 異議申出があった場合、登記の特例手続きに必要な「公告結果を証する情報の提供」は行われません。市は認可地縁団体に対して異議があった旨及び異議申出書の内容を通知します。

6. 登記手続き

- 認可地縁団体は、**情報提供の書面**を含む必要書類を用意し、法務局にて登記手続きを行う。

4. 提出書類

次の資料を御提出ください。

- ☐ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式 14）
- ☐ 申請不動産の登記事項証明書及び公図
- ☐ 認可地縁団体申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録
 - ☐ （上記目録に申請不動産の記載がない場合）申請不動産の所有に至った経緯等について分かる書類（総会議事録及び議案）
- ☐ 代表者申告書（様式 12）
- ☐ 申請書に押印した印の印鑑登録証明書
 - ※印鑑登録証明書…市民課で取得できます。（証明書発行手数料：1 通 300 円）
- ☐ 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料



地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料とは

(1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

(2) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること

《事実確認のための書類（申請時点及びその 10 年以上前の時点のもの）》

- ☐ 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

《疎明するための資料（申請時点及びその 10 年以上前の時点のもの）》

- ☐ 公共料金の支払領収証（注）
- ☐ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ☐ 旧土地台帳の写し
- ☐ 固定資産税の納税証明書（注）
- ☐ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 など

（注）原則、宛先が認可地縁団体となっている必要があります。

＜上記の疎明するための資料が入手困難な場合＞

- ☐ 入手が困難である理由書

上記理由書のほか

- ☐ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ☐ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 など

（３）当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

＜疎明するための資料＞

- ☐ 認可地縁団体の構成員名簿
- ☐ 市区町村が保有する地縁団体台帳
- ☐ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）

※住所が認可地縁団体の区域内にある人であれば、構成員又はかつて構成員であった者であることの証明となります。

＜疎明するための資料が入手困難な場合＞

- ☐ 入手が困難である理由書

上記理由書のほか

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 など

（４）当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

登記関係者（表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことの証明となる資料を添付してください。

所在が判明している登記関係者からは、事前に特例制度の申請を行うことについての同意を得てくことが望ましいです。

＜疎明するための資料＞

- ☐ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証した書面（不在住証明書）
- ☐ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証する書面
- ☐ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

など

5. 公告に対する異議申出の方法

(1) 申出の要件

異議申出には、次の①及び②の要件を満たしている必要があります。

① 異議を述べることができる者の範囲

次のいずれかに該当する者

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ・所有権を有することを疎明する者

② 異議を述べることができる期間

公告期間（3ヶ月以上）内

(2) 提出書類

次の資料を御提出ください。

☐ 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式15）

※申出書の記載事項は、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、申請を行った認可地縁団体に通知いたしますので御了承ください。

《申出書に記載された氏名及び住所の確認のための書類》

☐ 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

《異議を述べる者が登記関係者等であることの確認のための書類》

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の場合

☐ 申請不動産の登記事項証明書

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人の場合

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 戸籍謄抄本

- ・所有権を有することを疎明する者（登記関係者以外の者）の場合

☐ 所有権を有することを疎明するに足りる書類

《その他、総社市が必要と認める書類》

※異議の内容により、市が追加書類を求める場合があります。

資格	確認事項	≪異議を述べる者が登記関係者等であることの確認のための書類≫ ≪申出書に記載された氏名及び住所の確認のための書類≫
表題部所有者 又は 所有権の登記名義人	☐ 申請不動産の登記事項証明書	☐ 住民票の写し 又は ☐ 戸籍の附票の写し
表題部所有者の相続人 又は 所有権の登記名義人の相続人	☐ 申請不動産の登記事項証明書 ☐ 戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者	☐ 所有権を有することを疎明するに足りる書類	

問い合わせ先

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、御不明な点等は下記担当までお問い合わせください。

総社市役所 人権・まちづくり課

住 所：〒719-1192

岡山県総社市中央一丁目1番1号

電 話：0866-92-8242

F A X：0866-93-9479

e-mail：jinken-machi@city.soja.okayama.jp

様式・参考資料

様式及び参考資料は、総社市ホームページの下記URLまたはQRコードからダウンロードできます。

URL

<https://www.city.soja.okayama.jp/site/application/1577.html>

QRコード



令和 年 月 日

総社市長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無、職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
- 8 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類

保 有 資 産 目 録

(団体の名称)

令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建 物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

イ 土 地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

(様式3)

保 有 予 定 資 産 目 録

(団体の名称)

令和 年 月 日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権 原 取 得 の 予 定 時 期

就 任 承 諾 書

私は、令和 年 月 日開催の [] 総会において、
[] の代表者に選出されました。
ついては、異議なく就任を承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

令和 年 月 日

総社市長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住所

代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無について

このことについては、次のとおりです。

記

- ## 1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

- ・有
- ・無

- ## 2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

- ・有 職務代行者 氏 名
住 所
・無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」に○印をつけてください。

令和 年 月 日

総社市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名	住 所

代理人の有無について

このことについては、次のとおりです。

記

1 代理人の有無

・有 代理人 氏 名
住 所
 ・無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」に○印をつけてください。

認 可 地 縁 団 体 証 明 願

令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡一 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次の団体が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体であることを証明願います。

記

1 認可地縁団体の名称

団体名 _____

2 必要部数 _____ 通

3 代表者等の住所表示

証明書への代表者等の住所の表示について、希望する項目の□にチェックしてください。

☐ 表示を希望しない

☐ 現在の代表者の住所の表示を希望する

☐ 過去の代表者の住所の表示を希望する

表示を希望する過去の代表者

氏名 _____

以下の欄は、記入しないこと。

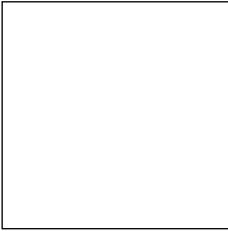
確 認	1 免許証 2 マイナンバーカード
方 法	4 その他 ()

様式第 1 号 (第 8 条関係)

総 社 市 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

令和 年 月 日

総社市長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資 格) 代 表 者 等 氏 名	() 印
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本 人 ☐ 代理人 (※)

住 所

氏 名

印

※代理人とは、地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示されている代理人をいいます。

(注意事項)

- 登録しようとしてされている認可地縁団体印鑑の大きさは、8mm×8mmから30mm×30mmまでとする。
- この申請は、**本人が自ら手続きをしてください。**代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしてされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。**
- (資格) 代表者等氏名欄の氏名の次に押印する印は、総社市において登録されている代表者等の個人の印を使用し、**個人の印の印鑑登録証明書を添付してください。**(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
- (資格) 代表者等氏名欄の () には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所、氏名を記入のうえ、代理人の印を押印してください。

以下の欄は、記入しないこと。

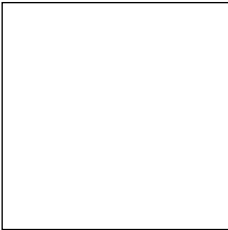
確認方法	1 免許証 2 許可証 3 身分証明書
	4 職員との面識(課 職名 氏名 印)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

総社市認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

令和 年 月 日

総社市長 様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資 格) 代 表 者 等 氏 名	() 印
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。 申請者 ☐ 本 人 ☐ 代理人 (※) 住 所 氏 名 印	
--	--

※ 代理人とは、地方自治法施行規則第 19 条第 1 項の規定により告示されている代理人をいいます。

(注意事項)

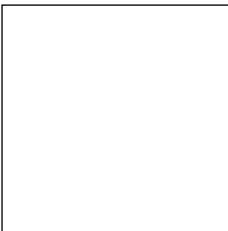
- この申請は、本人が自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、総社市において登録されている代表者等の個人の印を（資格）代表者等氏名欄の氏名の次に押印し、個人の印の印鑑登録証明書を添付してください。（代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。）
- （資格）代表者等氏名欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

総社市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

総社市長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資 格) 代 表 者 等 氏 名	()
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。 申請者 ☐ 本 人 ☐ 代理人 (※) 住 所 氏 名 印	
--	--

※ 代理人とは、地方自治法施行規則第 19 条第 1 項の規定により告示されている代理人をいいます。

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きをしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 (資格) 代表者等氏名欄の () には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。

令和 年 月 日

総社市長 様

地縁による団体の名称及び事務所

の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

代 表 者 申 告 書

私は、令和 年 月 日開催の [] 総会において、
[] の代表者に選出されました。
令和 年 月 日現在において、私は、代表者であることに相
違いないことを申告いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

印

令和 年 月 日

総社市長 様

地縁による団体の名称及び事務所

の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添資料)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

総社市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

令和 年 月 日

総社市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
☐ 住民票の写し
☐ その他の市町村長が必要と認める書類()

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

令和 年 月 日

総社市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 地 縁 団 体 解 散 届 出 書

令和 年 月 日総社市告示 号で認可を受けたことについて、下記の事由により地方自治法第260条の20の規定により、解散したので、解散を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 区域
- 3 主たる事務所
- 4 清算人の氏名及び住所
- 5 解散事由
- 6 解散年月日

令和 年 月 日

総社市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体清算終了届出書

令和 年 月 日総社市告示 号で解散があった認可地縁団体について、清算が終了したので、地方自治法第260条の33の規定により、清算の終了を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 名称

2 区域

3 主たる事務所

4 清算人の氏名及び住所

5 清算終了年月日

令和 年 月 日

総社市長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、別添書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体

(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

- ・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

- ・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

- ・合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- 7 区域を表示した図面

令和 年 月 日

総社市長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

認 可 申 請 書 確 認 表

- 1 地縁団体名
- 2 総括 地方自治法第260条の2第2項各号の認可要件に適合しているか否か。
- 3 確認項目

確 認 項 目		該 当 条 文 及 び 確 認 事 項
規 約	目 的	第○条
	名 称	第○条
	区 域	第○条
	事 務 所 の 所 在 地	第○条
	構 成 員 の 資 格 に 関 す る 事 項	構成員となり得る資格 第○条 入会 第○条 退会 第○条
	代 表 者 に 関 す る 事 項	選出方法 第○条 任期 第○条 権限 第○条
	総 会	種別 通常総会 第○条 臨時総会 第○条 構成 第○条 権能 第○条 開催・招集 第○条 議長 第○条 定足数 第○条 議決 第○条 議事録の作成 第○条
	役 会 員	構成 第○条 権能 第○条 開催・招集 第○条 議決 第○条 (○条の規定を準用)
	資 産 に 関 す る 事 項	資産の構成 第○条 資産の管理 第○条 資産の処分 第○条 経費の支弁 第○条
	規 約 の 変 更 及 び 解 散 等	規約の変更 第○条 解散 第○条 残余財産の処分 第○条

確 認 項 目	該 当 条 文 及 び 確 認 事 項
議 事 録	日 時 令和 年 月 日 場 所 定足数 議 長 議事録署名人 ☐ 認可申請決定の議事 ☐ 規約決定の議事 ☐ 代表者決定の議事 ☐ 構成員確定の議事 ☐ 資産決定の議事
構 成 員 の 名 簿	区域内人口 人 （令和 年 月 日現在） 名簿登載者数 人 加入率 %
保 有 資 産 目 録 又 は 保 有 予 定 資 産 目 録	1 不動産 別添 財産目録のとおり （保有予定資産） 土地 m ² （ 番 ） m ² （ 番 ） 土地 2 不動産に関する権利等 なし
地 域 的 な 共 同 活 動 を 現 に 行 っ て い る 書 類	令和 年 月 日設立総会以前から活動 主な事業（例）美化・清掃等区域内の環境の整備 会員相互の親睦・福利厚生に関する事業 集会施設の維持管理
申 請 者 が 代 表 者 で あ る こ と を 証 す る 書 類	☐ 就任承諾書 ☐ 総会議事録 総会での選任年月日 令和 年 月 日 就任年月日 代表者の住所 総社市 番地 氏名
裁 判 所 に よ る 特 別 代 理 人 の 選 任 の 有 無 等	有 ・ 無
代 理 人 の 有 無	有 ・ 無

自治会（町内会） 規約（会則）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 二 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 三 集会施設の維持管理
- 四 ○○○
- 五 ○○○

地縁による団体の目的は特定活動（スポーツや芸術など）だけでなく、広く地域的な協働活動を行うもので、その活動内容は団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定める必要があります。

（名称）

第 2 条 本会は、○○○会と称する。

地縁団体の名称に特に制限はありません。

（区域）

第 3 条 本会の区域は、○○市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

客観的に明らかな区域（町・字・地番・住居表示など）によって表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示（例：総社市大字○のうち△△川の北の区域）でも一般的に認識可能なものであれば認可されると考えられます。

（主たる事務所）

第 4 条 本会の主たる事務所は、□□県○○市△町×号に置く。

認可地縁団体の住所になる場所です。一般的には代表者の自宅、または集会所などに置かれますが、団体内部での連絡や会合に適したところが望まれます。ただし代表者の自宅住所を事務所所在地とした場合、代表者が変更するたびに規約を変更する必要があります。例文のような書き方以外にも、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」でも可能とされています。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

会員の条件として認められるものは区域内に住所を有する点のみで、年齢・性別等の条件を会員の資格にしてはいけません。法人や団体は構成員とはなれませんが、賛助会員として団体活動への参加を認めることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会申込書の様式は役員会や会の細則で定めればよいものです。

また、入会申込書は会として確実に受理されればよいので、会長のほか、役員やブロック長に提出してもよいものと考えられます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 一 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 二 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第 3 章 役 員

(役員の種別)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | ○人 |
| (3) その他の役員 | ○人 |
| (4) 監事 | ○人 |

代表者（会長）一名は、必ず選出しなければなりません。

監事は一人または複数名置くことが適当です。

また副会長は、会長に不測の事態があった場合に備えて置くことが望ましいとされます（ただしその場合は、直ちに後任の会長を選出しなければなりません）。

その他役員は、別途規約の中で職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。（第 11 条参照）

(役員の選任)

第 10 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

他に役員を置く場合は、この条項で職務を明らかにしておくといいでしょう。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- 二 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- 三 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

任期は長すぎても短すぎても支障があるため、1～2 年程度が一般的です。

第 12 条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- 一 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

総会は、団体運営事項のうちで役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決することができます。また、規約の改正・会の設立や解散など法律上総会の専権事項とされているものについては、仮に規約で定めたとしても他に委任することができません。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

総会で議決すべき重要事項とは、たとえば事業計画の決定や事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認などを含みます。

(総会の権能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は少なくとも毎年 1 回開催する必要があります。また、年度終了後 3 ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算作成・承認のために通常総会は年度終了後 3 ヶ月以内に開催する必要があることに気をつけてください。(多くの場合、総会は年一度、5 月か 6 月に開催されるのが通例です)

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

5 分の 1 という定数を規約によって変更することは可能ですが、余り厳しくすると、会員の総会招集を求める権利を奪うことになってしまうため気をつけてください。

三 第 11 条第 3 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

臨時総会の招集期限に法的制限はありませんが、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。また開会通知は、少なくとも5日前までに行われる必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

総会の議長は表決権を行使することになるので出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長も会員の中から選任されているため「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めても構いません。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

定足数について特に法的な規定はありませんが、規約に定めておく方が適切でしょう。また、第22条2項も参照してください。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議決に要する会員数についても、特に法的な規定はありませんが、規約に定めておくことが適切と考えられます。ただし、特定の重要事項について個別に「出席会員の○分の○以上の賛成を要する」という旨の規定を箇条書きで置くこともできます。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

一 ○○○○○

二 ×××××

総会における会員の表決権は一人一票ですが、特定の項目についてはこの項のように定めれば一世帯一票とすることができます。ただし、規約の変更や財産処分及び解散の議決のような重要事項、また規約変更を伴うような事項の決定や代表者・監事の選任については、この項目に加えることはできません。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

この項目を定めることにより、書面表決や委任状、電磁的方法による意思表示を行った会員の意見も議決に反映することができます。会員数が多い団体では全員参加による総会の開催が困難になることが予想されるため、定めておくべきと考えられます。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 三 開催目的、審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

総会の議事録は、会議が有効に成立しかつ有効に議決されたかを証明するものとして、規約変更認可を申請する際などに市町村へ提出していただきます。そのため、議事録の作成についてもこのように規約で定めておく方がよいと思われます。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

監事は会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を定める役員会に参画しないこととするのが適当です。
ただし、監事は役員会の中で表決権は持てませんが、役員会に出席することは可能です。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の数分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

特に請求人数や通知日時の期限について、法的規定はありません。総会に準じて数字を定めている団体もあります。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

本項目に、保有する具体的な資産を全て羅列しても構いませんが、資産状況が変化するたびに規約を変更しなければならなくなるため、このように「別に定める」としておいた方が簡便と考えられます。なお、財産目録は設立時及び毎年初（事業年度を定める場合は毎事業年度終了まで）3ヶ月以内に作成することとなっています。

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

資産管理と経費の支弁は役員会の定める方針に沿って会長が行うこととするのが適当ですが、不動産のように重要な固定資産の処分に対しては、役員会ではなく総会の議決が必要になります。「総会の議決がなければ処分できない固定資産」を総会で決めておくために、規約でこのように定めておく方がよいでしょう。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

資産管理は会長の任務ですが、日常の出納事務に当たる役員を「会計」として設けても構いません。他にも、「会長は、必要と認めるときは会員のうちから会計出納員を命ずることができる」と定め、「会計出納員は会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定しても構いません。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

事業計画・事業計画及び予算・決算は重要事項なので総会の議決または承認を必要とするものですが、総会は年に一度、通常 5 月か 6 月に行われるため、年度開始当初から総会で予算が議決されるまでの間は予算がないという事態になってしまいます。予算決定のためだけに総会を開催するのは手間がかかるため、このような項目を定めて総会までの間の会計事務について基準を定めておくのが実務上適当であると考えられます。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月 1 日に始まり、〇月 31 日に終わる。

特に制限がありません。一般的には 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、または 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までとすることが多いようです。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、総社市長の認可を得なければ変更することができない。

規約の変更は総会の専権事項で、また変更のときは「規約変更許可申請書」を市に提出して認可を受ける必要があります。

総会議決数の「4 分の 3」は変更することは可能ですが、重要事項の変更が少人数の意見で可決されてはいけないため、余り数を減らすことは望ましくありません。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

参考) 地方自治法第 260 条の 20

認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

解散事由をあらかじめ規約で定めておくことも可能です。

解散を決定する総会の議決を、他の役員会等の議決に代えることはできません。また、少数意見による解散を防ぐため議決数を引き下げることにも望ましくありません。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産及び処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

解散後の地縁団体の財産の帰属先を営利法人等に指定することは望ましくありません。したがって地方公共団体や当該団体の類似団体に帰属させることが適当です。また、残余財産の帰属権利者を決定する際の議決数は、解散決議と同様に「4 分の 3」以上が望ましいと考えられます。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でも構いませんが、委任については必ず総会の議決を経る必要があります（個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません）。なお、細則としては「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。

附 則

規約の施行は認可年月日からとする場合が多いと考えられますので、日時の欄は空欄で提出してください。また「この規約は、総社市長が認可する日（令和 年 月 日）から施行する。」という書き方でも可能です。

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となるため、この附則第 2 項・第 3 項が必要になります。

設立総会議事録

1. 開催日 令和 年 月 日
2. 開催場所 総社市 公会堂
3. 会員数 名
4. 出席者 名（委任状による者 名）
5. 開会（事務局） 議長の選出について
（事務局一任との声あり）
事務局案により議長選出（ 氏）
6. 議事録署名人並びに書記選任
議長は、全員の賛成を得て、議事録署名人に 氏、 氏を
指名し、書記に 氏を任命した。
7. 総会の成立について
事務局より、本日の出席者数 名、委任状による者 名であるため、総会が
成立した旨の報告あり。
8. 議事
議長 「地縁による法人」設立に至る経緯等について事務局に説明を求めます。
事務局 「地縁による法人」設立に至る経緯等を説明。
議長 ただいまの説明でご理解いただけたと思いますので、議案審議に入ります。
第1号議案 「地縁による団体」への許可申請についてを上程します。
ご質問、ご意見等はございませんか？
無いようですので、採決に入りたいと思います。なお、議案についての採決
は挙手をもって行うこととします。
第1号議案の原案に賛成の方は挙手願います。
（全員挙手）
議長 賛成多数と認めます。これにより、本会は「地縁による団体」へ移行する手
続きを行うこととします。
なお、第2号議案より事務局で随時説明をしてください。
事務局 第2号議案 「会の名称について」を説明。
議長 ただいま事務局より説明がありました「 」と言う名称
について何か意見等ございますか？
無いようですので、採決に入りたいと思います。

議長 第2号議案の原案に賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

議長 賛成多数と認めます。よって、第2号議案「会の名称について」でございますが、この会の名称を[]と称することに決定しました。
第3号議案 「規約について」説明を求めます。

事務局 第3号議案 「規約について」説明。(全会員に配布)
第1章「総則」から第8章「雑則」まで説明する。なお、第6条「会員」についても、第2条に定める区域に住所を有する個人とすることを確認。

議長 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問等ございませんか？
無いようですので、採決に入りたいと思います。
第3号議案の原案に賛成の方は挙手願います。
(全員挙手：規約の決定に伴い、構成員も確定した。)

第4号議案「旧[]会所有財産の[](認可地縁団体)への受入について」説明を求めます。

事務局 第4号議案「旧[]会所有財産の[](認可地縁団体)への受入について」説明。
現金[]円、不動産[]筆 合計面積[]m² 総社市評価額として、[]円であります。

議長 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問等ございませんか？
無いようですので、採決に入りたいと思います。
第4号議案の原案に賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。第4号議案は承認されました。
引き続き、第5号議案「令和[]年度事業計画及び収支予算案について」説明を求めます。

事務局 第5号議案 「令和[]年度事業計画及び収支予算案について」説明。

議長 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問等ございませんか？
無いようですので、採決に入りたいと思います。
第5号議案の原案に賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。第5号議案は承認されました。
第6号議案「役員の選出について」ですが、どのような方法にいたしましょうか？
(事務局一任の声あり)

議長 ただいま、事務局一任との声がありましたが、他の意見はありませんか？
無いようですので、事務局案を提案してください。

事務局 規約第11条に規定する、会長、副会長、運営委員、書記、監事について、事務局案を別紙のとおり提案。

議長 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問等ございませんか？
無いようですので、採決に入りたいと思います。
第6号議案の事務局案に賛成の方は挙手願います。
 (全員挙手)
賛成多数と認めます。よって、第6号議案「役員の選任」については承認されました。

議長 審議終了に伴い、総会役員の解任を宣す。

議長 閉会の挨拶。
 以上を持ちまして、本日の[]の設立総会議案の全てが
 終了しました。これを基に会長始め役員の方々に申請書類を整え、総社市
 に申請していただきたいと思います会員の皆様、ご多忙のところ長時間に
 渡る熱心なご審議を賜りありがとうございました。

事務局 会長に就任の挨拶を賜りたいと思います。

会長 挨拶

事務局 これを持ちまして、本日の会議は終了しました。皆様、お疲れ様でした。

9. 閉会 []時[]分

以上

以上のとおり議事の相違ないことを証するため、ここに記名押印する。

令和[]年[]月[]日

議 長

[] 印

議事録署名人

[] 印

[] 印

委 任 状

委任者 住所

氏名

印

下記の者を代理人とし、私の住所を表示した認可地縁団体台帳の
写しの交付請求に関する一切の権限を委任します。

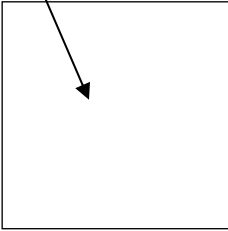
令和 年 月 日

受任者 住所

氏名

(記 載 例)

様式第1号(第8条関係)

登録しようとする認可地縁団体印鑑を押印ください。 総社市長 様		市認可地縁団体印鑑登録申請書 令和〇〇年××月△△日	
登録しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名 称	〇〇〇〇町内会	
	認可地縁団体の事務所の所在地	総社市×× 〇〇番地〇	
	(資格) 代表者等氏名	(代表者) 総社太郎 (印)	
	生 年 月 日	昭和××年 〇月 〇日	
	住 所	総社市×× 〇△番地□	
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。 申請者 ☒ 本人 ☐ 代理人(※) 住 所 氏 名		代表者御本人が申請される場合は、住所、氏名は記載不要(押印も不要)です。 (印)	

※ 代理人とは、地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示されている代理人をいいます。

(注意事項)

- 登録しようとしてされている認可地縁団体印鑑の大きさは、8mm×8mmから30mm×30mmまでとする。
- この申請は、**本人が自ら手続きをしてください。**代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしてされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。**
- (資格)代表者等氏名欄の氏名の次に押印する印は、総社市において登録されている代表者等の個人の印を使用し、**個人の印の印鑑登録証明書を添付してください。**(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
- (資格)代表者等氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所、氏名を記入のうえ、代理人の印を押印してください。

以下の欄は、記入しないこと。

確認方法	1 免許証 2 許可証 3 身分証明書 4 職員との面識(課 職名 氏名 (印))
------	--

(記 載 例)

様式第3号(第8条関係)

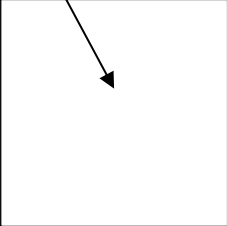
総社市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和〇〇年△△月××日

登録されている認可地縁団体印鑑
を押印ください。

総社市長 様

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の 名 称	〇〇〇〇町内会	
認可地縁団体の 事務所の所在地	総社市×× 〇〇番地〇	
(資 格) 代表者等氏名	(代 表 者) ← 総 社 太 郎	代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は 清算人のいずれかを記載してください。
生 年 月 日	昭和××年 〇月	
住 所	総社市×× 〇△番地口	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者 ☒ 本 人 ☐ 代理人 (※)

住 所 総社市×× 〇〇番地〇

氏 名 総 社 太 郎 (印)

本人・代理人いずれの場合も申請者の住所及
び氏名を記入のうえ、押印してください。
(印は認め印で結構です。)

※ 代理人とは、地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示されている代理人をいいます。

(注意事項)

- この申請は、**本人が自ら手続きをしてください。**代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格)代表者等氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。

令和〇〇年△△月××日

総社市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇町内会
所在地 総社市中央〇丁目△－×

代表者の氏名及び住所

氏 名 総 社 太 郎
住 所 総社市中央〇丁目×－△

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

旧代表者	氏名	吉備 次郎	住所	総社市中央〇丁目×－□
新代表者	氏名	総社 太郎	住所	総社市中央〇丁目×－△

2 変更の年月日

令和〇〇年△△月×〇日

3 変更の理由

任期満了に伴う役員改選

※議事録等、変更があった旨を証する書類を添付してください。

総会議事録

1. 開催日時：令和 年 月 日 ()
2. 開催場所：
3. 出席者： 名（内 委任状によるもの 名）／会員数 名
4. 議事録署名人： 氏及び 氏
5. 議事並びに賛否の状況
役員の選任について
会 長：
副 会 長：
変更年月日：令和 年 月 日

以上のとおり議事に相違ないことを証するため、ここに記名押印する。

令和 年 月 日

議長

住所

氏名 (印)

議事録署名人

住所

氏名 (印)

住所

氏名 (印)

記載注意事項

総会議事録

会長の変更は総会の議決事項です。

1. 開催日時：令和 年 月 日 ()

2. 開催場所：

3. 出席者： 名（内 委任状によるもの 名）／会員数 名

4. 議事録署名人： 氏及び 氏

5. 議事並びに賛否の状況
役員の選任について

議事録署名人は議長・新旧会長以外の
出席者を選出してください。

出席者数（委任状を含む）は、
規約で定めた定足数を満たして
いることを確認してください。

会 長：

副 会 長：

変更年月日：令和 年 月 日

以上のとおり議事に相違ないことを証するため、ここに記名押印する。

令和 年 月 日

議長

住所

氏名 (印)

もし会長の変更に伴い、会議の途中で議長が交代した場合は、新旧両方の議長による署名と押印をお願いします。

議事録署名人

住所

氏名 (印)

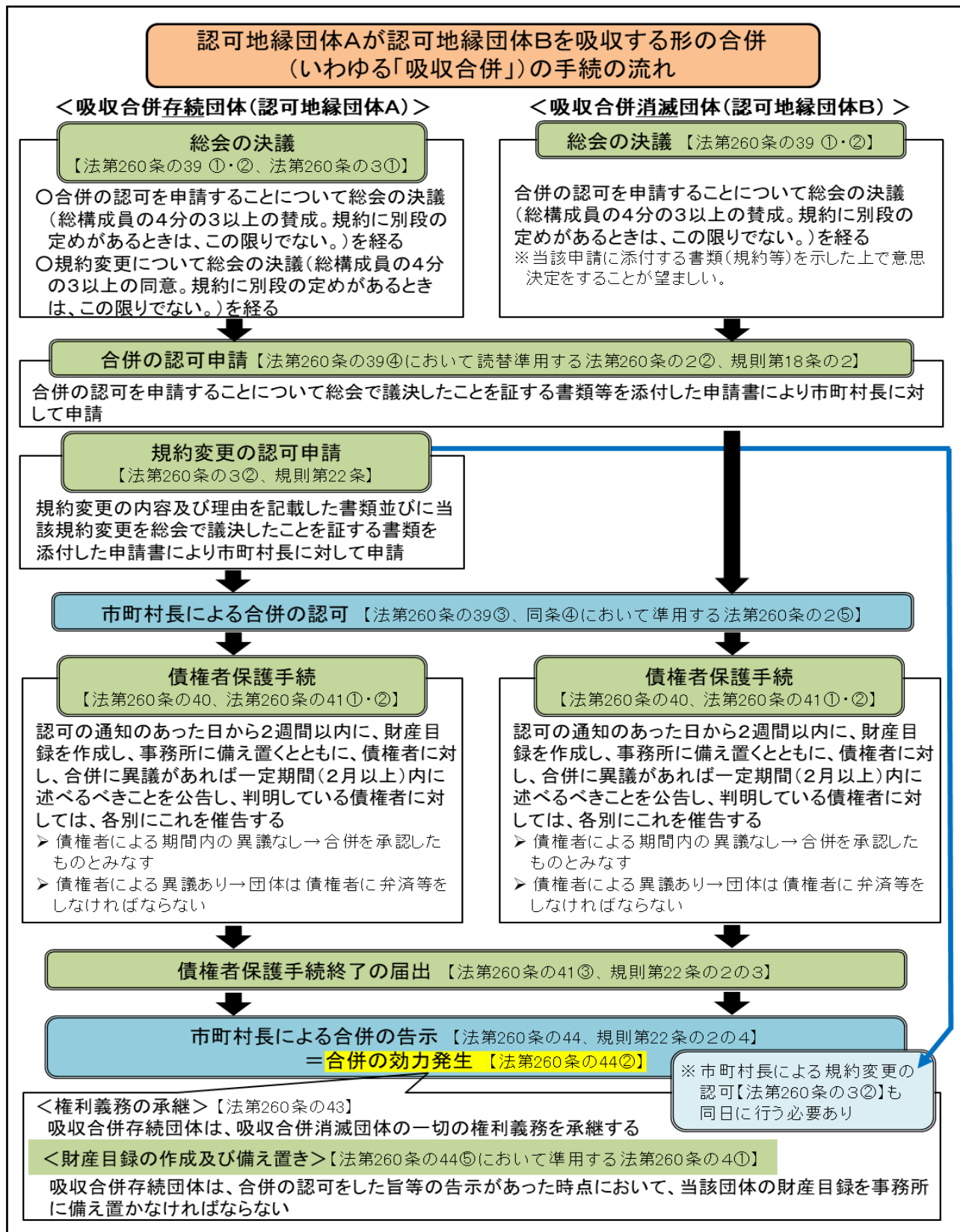
住所

氏名 (印)

規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は、その署名・押印が必要になります。

※ 訂正があった場合のために、書面上部に議長及び議事録署名人の捨印をお願いします。

※令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋
 フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）



※令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋
 フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）

